

○ 国有林材の安定供給システムによる販売について

〔 平成 14 年 9 月 2 日 14 林国業第 25 号  
林野庁長官より各森林管理（分）局長あて 〕  
〔最終改正〕 令和 8 年 3 月 27 日 7 林国業第 257 号

国有林材の安定供給システムの販売は、「国有林材の安定供給システムによる販売について」（平成 14 年 9 月 2 日付け 14 林国業第 25 号林野庁長官通知）別紙の「国有林材の安定供給システム実施要領」に基づき実施しているところであるが、今般、造林の実施を協定に含むシステム販売の適用範囲を一部改正したので、了知の上、適切に実施されたい。

## 国有林材の安定供給システム実施要領

### （目的等）

- 第 1 条 国有林材の安定供給システムによる販売（以下「システム販売」という。）は、需要の拡大が必要な一般材及び低質材の計画的、安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的とする。
- 2 システム販売については、森林管理局長が製材工場、素材生産業者をはじめとする需要者と国有林材の販売に関する相互協定（以下「協定」という。）を締結した上で、森林管理署等（森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所をいう。以下同じ。）がその協定に基づき計画的な販売を実施する。なお、協定を締結する需要者については、システム販売の目的を踏まえて、公募により決定するものとする。
- 3 システム販売による国有林材の販売については、関係法令、「国有林野の産物売払規程」（昭和 25 年 5 月 17 日農林省告示第 132 号）及び「国有林野の産物売払手続」（昭和 25 年 5 月 17 日農林省訓令第 102 号）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

### （システム販売の種類）

第 2 条 システム販売の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）製品販売
- （2）立木販売（次号に規定するものを除く。）
- （3）立木販売（販売箇所に係る主伐後の造林の実施を協定に含むもの）

### （対象とする製材工場、素材生産を実施する事業者等）

第 3 条 次の各号に掲げるシステム販売は、当該各号に定めるものを対象とする。

- （1）前条第 1 号に係るシステム販売

製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合その他木材加工事業者（以下「製材工場等」という。）、原木市場その他木材流通機能を有する事業者（以下「原木市場等」という。）、住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（以下「製材品需要者」といい、製材品需要者が生産する製品等を「最終製品」という。）

- （2）前条第 2 号に係るシステム販売

素材生産を実施する事業者（以下「素材生産業者等」という。）

- （3）前条第 3 号に係るシステム販売

素材生産業者等（主伐後の造林を行うことができる者に限る。）又は素材生産業者等と主伐後の造林を実施する事業者（以下「造林事業者等」という。）が共同し

て申し込むもの

（造林の実施を協定に含むシステム販売の適用）

第4条 森林管理局長は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、「国有林野の管理経営に関する法律第8条の6に基づく樹木採取区の指定について」（令和2年4月1日付け元林国経第174号林野庁長官通知）第1の3(1)に定める新規需要創出動向調査の結果、樹木採取区の指定を検討しないこととする場合又は指定した樹木採取区において樹木採取権の設定をせずその指定を解除した場合に限り、第2条第3号に定めるシステム販売を実施できるものとする。

2 森林管理局長は、第2条第3号に定めるシステム販売の実施に当たっては、原則として、別紙1に定める需要拡大構想の募集を行うこととする。

（公告）

第5条 森林管理局長は、システム販売を行おうとするときは、企画競争方式により行うものとし、その公告に当たっては、次に掲げる事項を示すものとする。

- (1) システム販売の目的
- (2) 予定物件の概要
- (3) システム販売の協定期間、協定締結の条件、造林の条件（第2条第3号に定めるシステム販売の場合に限る。）その他必要な事項
- (4) システム販売の対象とする需要者の要件及び企画提案書の要件
- (5) 申請方法及び申請期限
- (6) 申請書及び企画提案書の内容及び作成における留意事項
- (7) 審査の方法
- (8) 審査結果の取り扱い
- (9) その他手続きに係る留意事項

（申請）

第6条 前条の公告に応じシステム販売の協定締結を希望する者（以下「協定希望者」という。）は、別紙2の様式による国有林材の安定供給システム申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して森林管理局長あて提出するものとする。

2 協定希望者は、前項の申請に際して、買受を希望する林産物の加工・流通、素材生産等及び造林（第2条第3号に定めるシステム販売の場合に限る。）に係る取組等について、企画提案書を提出するものとする。

（審査及び協定の締結）

第7条 森林管理局長は、協定希望者から前条の申請書及び企画提案書が提出されたときは、販売推進委員会を開催して審査を行い、各販売予定物件に対して、協定を締結することが適当と認められる者（以下「協定予定者」という。）の選定等を行うもの

とする。

- 2 森林管理局長は、第2条第1号及び第2号のシステム販売の協定を締結しようとするときは、選定された協定予定者に対して、別紙3に定める国有林材の安定供給システム協定書の案により、森林管理署等別・年度別等の販売予定量、協定期間、協定締結の条件その他必要な事項を提示し、これに協定予定者が同意した場合は、協定を締結するものとする。
- 3 森林管理局長は、第2条第3号のシステム販売の協定を締結しようとするときは、選定された協定予定者に対して、別紙4-1又は別紙4-2に定める国有林材の安定供給システム協定書の案により協定期間、協定締結の条件、森林管理署等別・販売予定箇所、販売予定量、造林予定面積等並びに造林の実施に関する条件等その他必要な事項を提示し、これに協定予定者が同意した場合は、協定を締結するものとする。
- 4 森林管理局長は、前2項の規定により協定を締結した場合は、速やかに協定を締結した者（以下「協定者」という。）に協定を締結した旨を通知するものとする。
- 5 協定期間は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項に規定する地域管理経営計画の計画期間内とする。ただし、第2条第3号のシステム販売の協定において、主伐後の造林の実施のため必要がある場合には、その期間を超えることができる
- 6 審査及び協定締結の結果については、公表するものとする。

（販売計画の作成等）

- 第8条 森林管理局長は、前条第2項の規定により協定を締結した場合は、当該協定に基づき、年度ごとに森林管理署等別・時期別等の販売計画を作成するとともに、関係する森林管理署等の長に対し、協定に基づく販売の実施及び留意すべき事項について指示するものとする。

（立木販売及び造林実行計画の承認等）

- 第9条 森林管理局長は、第7条第3項の規定により協定を締結した場合は、速やかに協定者に対し、販売契約締結予定年度及び造林契約締結予定時期等を定めた立木販売及び造林実行計画（以下「実行計画」という。）の案を別紙6の様式により提出するよう依頼するものとする。
- 2 森林管理局長は、前項の規定により協定者から提出された実行計画の案について、森林管理署等の長に、周辺で行われる国有林野事業の実行との関係上問題がないこと、販売契約締結年度及び造林契約締結並びに完了予定時期について期間内に実行可能な見込みであること等について確認を求め、報告させるものとする。
  - 3 森林管理局長は、前項の報告を受け、問題がないと認められるときは、当該実行計画の案を承認することとし、その旨を実行計画を付して協定者に通知するものとする。また、承認を行わない場合は、当該承認を行わない旨及びその理由について協定者に通知するものとする。

- 4 森林管理局長は、第3項前段の承認する旨の通知を行ったときは、森林管理署等の長に実行計画を付して承認を行った旨を通知するとともに、協定に基づく販売及び造林の実施並びに留意すべき事項について指示するものとする。
- 5 協定者は、第3項後段の承認を行わない旨の通知があった場合は、内容を修正し森林管理局長に再提出して承認を求めることができる。この場合における森林管理局長の実行計画の承認に係る手続きは、第2項から第4項に定めるところによる。
- 6 実行計画を変更する場合における手続きは、第2項から第5項までに定めるところによる。

(売買契約及び造林契約)

- 第10条 森林管理署等の長は、第8条に定める販売計画又は前条に定める実行計画に従い、収穫調査、予定価格の評定等の販売事務を計画的に進めるとともに、第8条又は前条第4項の指示に従い、協定者と売買契約を締結するものとする。
- 2 森林管理署等の長は、当該協定に基づく製品販売を概算売買契約によって行おうとする場合には、契約期間を原則四半期とするものとする。
  - 3 森林管理署等の長は、売買契約の締結に当たって、目的外処分の制限等の特約を付すものとする。
  - 4 森林管理署等の長は、前条第4項の承認の通知があったときは、別紙7に定めるところにより造林事業請負契約及び分収造林契約に必要な事務を行うものとする。
  - 5 前項の造林事業請負契約については、「予算決算及び会計令の規定に基づく随意契約について」(昭和38年5月13日付け38林野計第1316号林野庁長官通知)のとおりに包括協議が整った随意契約として取り扱う。

(予約割増等)

- 第11条 システム販売においては、協定に基づき、協定者に対し、安定的、計画的に国有林材の供給が図られるものであることから予約割増を適用するものとする。ただし、市況動向等から、その適用をすることが適切でないと判断される対象物件については、適用しないことができる。
- 2 予約割増率については森林管理局長が別に定めるものとする。

(民有林との連携)

- 第12条 森林管理局長が民有林所有者等と連携して行うシステム販売については、本通知のほか、別に定めるところによる。

(広域で行うシステム販売)

- 第13条 森林管理局長が管轄区域外に所在する協定者に対し国有林材を供給する場合は、必要に応じ、協定者の所在地を管轄区域とする森林管理局長との間で、販売事務の一部について協力を受けるなどの必要な調整を行うこととする。

(実行結果の報告及び検証)

第 14 条 森林管理局長は、協定期間の終了後、協定者に対して企画提案書に記載した取組の状況の報告を求めることとする。なお、協定期間が複数年の協定にあっては、協定期間の年度ごとに、報告を求めることとする。

2 森林管理局長は、販売推進委員会を開催し、前項の報告に基づきシステム販売の実行結果の検証を行うこととする。

#### 附 則

この通知の施行前に公告を行ったシステム販売については、この通知の施行後も、なお従前の例による。

(別紙 1)

## 需要拡大構想の募集について

森林管理局長は、以下に定めるところにより木材に関する需要拡大構想の募集を行うこと。

### 1 実施要領の作成

森林管理局長は、需要拡大構想の募集に際し、需要拡大構想募集実施要領（別添 1）に定める標準例を参考に実施要領を作成すること。

### 2 需要拡大構想の募集

#### (1) 実施者

森林管理局長

#### (2) 募集方法等

森林管理局長は、需要拡大構想の募集開始から提出期限までの間、1 で作成した実施要領を森林管理局ホームページに掲載すること。

また、需要拡大構想提供書（様式 1）の提出があった場合は、提出期限後、必要に応じてヒアリングを行うなど内容を確認すること。

#### (3) 募集期間

原則として 3 か月以上とすること。

#### (4) 結果の公表

森林管理局長は、需要拡大構想の募集結果の公表について（別添 2）を作成し、森林管理局ホームページで公表すること。

(別添 1)

## 需要拡大構想の募集要領 (標準例)

### 1 趣旨

国有林の立木に係るシステム販売（主伐後の造林の実施を協定に含むもの）の実施について検討を行うため、〇〇森林計画区について、地域における安定供給体制の整備や新たな木材需要の拡大等に関する構想（以下「需要拡大構想」という。）を募集します。

構想の期間及び規模については、立木の販売が 5 年以内、造林は立木の販売後 3 年以内として、合計した協定期間が 8 年以内、年間の立木販売面積 10～15ha（素材生産量約 2,500m<sup>3</sup>）程度とします。また、主伐後の造林の実施については国有林の立木に係るシステム販売の公募時までには体制を整備することが可能なものに限りします。

(注) 複数の森林計画区を対象に需要拡大構想を募集する場合は、対象とする全ての森林計画区名を記載すること。

### 2 基本的事項

#### (1) 需要拡大構想を募集する者

〇〇森林管理局長

#### (2) 担当部局及び連絡先

本募集に係る問合せや質問等は以下に対して行ってください。

〇〇森林管理局〇〇部〇〇課〇〇係（以下「担当部局」という。）

住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

#### (3) 需要拡大構想の募集開始日及び提出期限等

需要拡大構想は需要拡大構想提供書（様式 1）（以下「構想提供書」という。）に記載し、以下の募集開始日から提出期限までに、2 (2) の担当部局の電子メールアドレス宛に提出願います。

募集開始日：〇年〇月〇日（〇）

提出期限：〇年〇月〇日（〇）〇時〇分まで（必着）

### 3 需要拡大構想の募集を行う森林計画区に関する事項

#### (1) 対象となる森林計画区の名称

森林計画区名：

(注) 複数の森林計画区を対象に需要拡大構想の募集を実施する場合は、対象とする全ての森林計画区名を記載すること。

#### (2) 対象となる森林計画区に係る森林計画の計画期間

計画期間：〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

#### 4 構想提供者の要件

構想提供書の提出者（以下「構想提供者」という。）は、素材生産を実施する事業者（以下「素材生産事業者等」という。）、製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合その他木材加工事業者（以下「製材工場等」という。）、原木市場その他木材流通機能を有する事業者（以下「原木市場等」という。）、住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（以下「製材品需要者」という。）のうち、本材需要拡大構想を募集する森林計画区を素材の集荷圏に含む構想を有する者であって、以下(1)及び(2)に該当しない者とします。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

#### 5 構想提供書の内容

構想提供書には、以下に掲げる事項を記載願います。

##### (1) 需要拡大構想の内容等

ア 需要拡大構想の内容、時期及び規模（樹種別の素材消費量及び必要とする素材の樹種、材質、材長、径級その他の規格を含む。）

イ 当該需要が発生する地域及びその集荷圏（立木のシステム販売の活用を希望する森林計画区名を含む。）

ウ 想定する素材の購入価格、最終消費者までのサプライチェーン（連携する川下の事業者の具体名）、目標とする規模に到達する年数とその道行き（計画・構想及び進捗度合い）及び実現可能性・確実性に関する情報

- ##### (2) 事業の実施体制（(1)の実行のため連携が必要となる川上の事業者及びその労働力の状況、主伐後の造林に係る労働力確保の見込み（雇用状況や事業体間での連携状況）等）

- ##### (3) 需要拡大構想のうち、立木のシステム販売により調達を希望する数量、時期及び民有林からの調達予定数量

#### 6 構想提供に当たっての留意事項

構想提供に当たっては、以下に掲げる事項に留意願います。

- (1) 構想提供書の文量等は構想提供者の自由とします。構想提供に要する費用は全て構想提供者の負担となります。
- (2) 構想提供者に対しては、必要に応じてヒアリングを行わせていただくことがあります。ヒアリングでの発言等は、双方を拘束するものではありません。
- (3) 構想提供の内容は、ヒアリング等で確認を行った後に、法人名等の構想提供者等が特定される情報を伏せて公表します。なお、公表内容等は事前に構想提供者へ確認し

ます。

- (4) 構想提供の内容は、構想提供者の将来構想を含むものであることから、収集した情報は、関係法令に基づき適切に取り扱います。
- (5) 構想提供後、構想が中止又は大幅に変更となった場合は、2(2)の担当部局にその旨を連絡してください。
- (6) 構想提供があったことをもって、立木のシステム販売の協定締結や国有林材の供給を約束するものではありません。また、構想提供の内容により、その後の立木のシステム販売協定者の選定等において、構想提供者が有利又は不利に取り扱われることはありません。

(様式1)

#### 需要拡大構想提供書

(構想提供者)

住 所 :

商号又は名称 :

代表者の氏名 :

(担当者)

所属部署 :

氏 名 :

T E L :

E-mail :

(留意事項)

- ・ ○年○月○日までに実施要領2(2)の担当部局の電子メールアドレス宛にメールにて提出願います。
- ・ 関連する説明資料等があれば添付してください。
- ・ 項目名をそのままとし、全て別紙で提出することも可能です。
- ・ 実施要領6の構想提供に当たっての留意事項を確認の上記載願います。

#### 【Ⅰ 構想提供者】

※ 構想提供者の業態（素材生産事業者等、製材工場等、原木市場等及び製材品需要者）、木材取扱量（原木（丸太消費量、木材製品の製造量等）等、構想提供者の概要を記載ください。複数の者が連携して構想を提供いただく場合は、中核となる実需者を明示の上、それぞれ作成してください。

#### 【Ⅱ 構想提供の内容】

##### 1 需要拡大構想の内容等

- (1) 木材需要創出の内容、時期及び規模（樹種別の素材消費量及び必要とする素材の樹種、材質、材長、径級その他の規格を含む。）

(2) 当該需要が発生する地域及びその集荷圏（立木のシステム販売の活用を希望する森林計画区名を含む。）

(3) 想定する素材の購入価格、最終消費者までのサプライチェーン（連携する川下の事業者の具体名）、目標とする規模に到達するまでの年数とその道行き（計画・構想、進捗度合い及び実現可能性・確実性に関する情報

2 事業の実施体制（1の実行のため必要となる川上の事業者及びその労働力の状況、伐採後の再造林に係る労働力確保の見込み（雇用状況や事業体間での連携状況）等）

3 需要拡大構想のうち、立木のシステム販売により調達を希望する数量、時期及び民有林からの調達予定数量

（別添2）

#### 需要拡大構想の募集結果公表について

地域における安定供給体制の整備や新たな木材需要の拡大等の内容を把握し、国有林の立木に係るシステム販売（主伐後の造林の実施を協定に含むもの）の実施に係る検討のため実施した需要拡大構想の募集結果を公表します。

○年○月○日

○○森林管理局長

#### 1 実施時期

○年○月○日～○年○月○日

#### 2 結果概要

森林計画区名 提案件数 主な提案内容

○○森林計画区 ○件

（注1）複数の森林計画区について公表する場合は欄を追加すること。

（注2）2の「主な提案内容」については、「製材工場を新設予定」等、構想提供者等が特定されないよう簡潔に記載することとし、公表前に構想提供者に確認すること。

#### 3 提案を踏まえた今後の方針

（注）提案がなかった場合は省略することができる。

(別紙 2)

## 国有林材の安定供給システム申請書

令和 年 月 日

森林管理局長あて

住 所

商号又は名称

代表者氏名

注) 共同で買受けを希望する者については、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうち共同買受の代表者については、商号の前に(代表者)と明記する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けの公告による国有林材の安定供給システムによる販売について、林産物の買受に係る協定の締結を希望するので、必要書類を添付のうえ、申請します。

### 1 買受希望数量・時期等

単位: m<sup>3</sup>

|         | 令和 年度 | 令和 年度 | 令和 年度 | 令和 年度 | 令和 年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 〇〇森林管理署 | 物件内容  |       |       |       |       |
|         |       |       |       |       |       |
|         |       |       |       |       |       |

注) 物件内容は、森林管理署等別、販売方法別、主・間伐別、樹材種別材積等を記入する。

### 2 添付書類

- (1) 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- (2) 納税証明書(国税通則法施行規則(昭和 37 年大蔵省令第 28 号)別紙 9 号書式その 3 又はその 3 の 2 若しくはその 3 の 3)の写し
- (3) 社会保険の加入を証する書類(任意様式で、従業員数、加入者数、適用除外者数がわかるもの)
- (4) 保有する資格を証する書類(林産物売払い一般競争参加資格、JAS 認定、森林認証等)
- (5) 企画提案書

(6) 造林の意思表明書

(7) その他必要な書類（取引数量等が明記された出荷先との取引協定書の写し等森林管理局長が定めるもの）

(注1) 複数の者による共同申し込みの場合は、それぞれ添付書類を提出する。

(注2) (6) は国有林材の安定供給システム実施要領第2条第3号に係るシステム販売を行う場合に添付する。

### 3 安定供給システム販売に係る事業計画

（協定期間が複数年度にわたる場合、次年度以降の年度別事業計画及び買受希望価格検討表については、各年度当初に提出します。）

(1) 令和〇〇年度事業計画（立木）

ア 事業予定期間 〇〇月～〇〇月（作業着手から搬出終了まで）

イ 四半期別生産計画量

単位：m<sup>3</sup>

| 四半期               |      | 第 1<br>四半期 | 第 2<br>四半期 | 第 3<br>四半期 | 第 4<br>四半期 | 計 |
|-------------------|------|------------|------------|------------|------------|---|
| 森林管理署等<br>〇〇森林管理署 | 立木材積 |            |            |            |            |   |
|                   | 素材材積 |            |            |            |            |   |
|                   | 立木材積 |            |            |            |            |   |
|                   | 素材材積 |            |            |            |            |   |

注）立木材積の計は買受希望数量に合わせることにする。

ウ 集材方法

エ 作業班編成人数 〇〇名

（内訳 伐採〇〇名、集材〇〇名、造材〇〇名、機械運転手〇〇名、その他〇〇名）

オ 生産材販売計画

単位：m<sup>3</sup>

| 販売先 | 販売量 | 備考 |
|-----|-----|----|
|     |     |    |
|     |     |    |
|     |     |    |
|     |     |    |
| 計   |     |    |

注）1 共同で買受けを希望する者については、素材生産を実施する者に関して記載する。

2 自社工場で消費する場合は、販売先欄に「自社」と記載する。

3 備考欄には、取り扱い製品を記載する。

(2) 令和〇〇年度事業計画（原木の流通）

ア 令和〇〇年度 原木調達計画

単位：m<sup>3</sup>

| 樹材種 \ 四半期 | 第 1<br>四半期 | 第 2<br>四半期 | 第 3<br>四半期 | 第 4<br>四半期 | 計 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|---|
|           |            |            |            |            |   |
|           |            |            |            |            |   |
| 計         |            |            |            |            |   |

注) 共同で買受けを希望する者については、原木市場等に関して記載する。

イ 令和〇〇年度 原木納入計画

単位：m<sup>3</sup>

| 樹材種 | 納入先 | 第 1<br>四半期 | 第 2<br>四半期 | 第 3<br>四半期 | 第 4<br>四半期 | 計 |
|-----|-----|------------|------------|------------|------------|---|
|     |     |            |            |            |            |   |
|     |     |            |            |            |            |   |
|     |     |            |            |            |            |   |
|     |     |            |            |            |            |   |

注) 1 共同で買受けを希望する者については、原木市場等に関して記載する。

2 納入先は全て記載する。

(3) 令和〇〇年度事業計画（製材品）

ア 令和〇〇年度 原木消費計画

単位：m<sup>3</sup>

| 樹材種又は<br>製材品内訳 \ 四半期 | 第 1<br>四半期 | 第 2<br>四半期 | 第 3<br>四半期 | 第 4<br>四半期 | 計 |
|----------------------|------------|------------|------------|------------|---|
|                      |            |            |            |            |   |
|                      |            |            |            |            |   |
| 計                    |            |            |            |            |   |

注) 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。

イ 令和〇〇年度 製材品加工計画

単位：m<sup>3</sup>

| 製材品内訳 \ 四半期 | 第 1<br>四半期 | 第 2<br>四半期 | 第 3<br>四半期 | 第 4<br>四半期 | 計 |
|-------------|------------|------------|------------|------------|---|
|             |            |            |            |            |   |
|             |            |            |            |            |   |
| 計           |            |            |            |            |   |

注) 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。

ウ 令和〇〇年度 製材品出荷計画

単位：m<sup>3</sup>

| 製材品<br>内 訳 | 出荷先 | 前期よ<br>りの越 | 第 1<br>四半期 | 第 2<br>四半期 | 第 3<br>四半期 | 第 4<br>四半期 | 計 |
|------------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|---|
|            |     |            |            |            |            |            |   |
|            |     |            |            |            |            |            |   |
|            |     |            |            |            |            |            |   |
|            |     |            |            |            |            |            |   |

注) 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。

(4) 令和〇〇年度事業計画（最終製品）

ア 令和〇〇年度 製材品消費計画

単位：m<sup>3</sup>

| 製材品<br>四半期 | 第 1<br>四半期 | 第 2<br>四半期 | 第 3<br>四半期 | 第 4<br>四半期 | 計 |
|------------|------------|------------|------------|------------|---|
|            |            |            |            |            |   |
|            |            |            |            |            |   |
| 計          |            |            |            |            |   |

注) 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。

イ 令和〇〇年度 最終製品加工計画

単位：m<sup>3</sup>

| 製品内訳<br>四半期 | 第 1<br>四半期 | 第 2<br>四半期 | 第 3<br>四半期 | 第 4<br>四半期 | 計 |
|-------------|------------|------------|------------|------------|---|
|             |            |            |            |            |   |
|             |            |            |            |            |   |
| 計           |            |            |            |            |   |

注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。

2 単位は記載内容に応じて変更して差し支えない。

ウ 令和〇〇年度 最終製品販売計画

単位：m<sup>3</sup>

| 製品<br>内 訳 | 出荷先 | 前期よ<br>りの越 | 第 1<br>四半期 | 第 2<br>四半期 | 第 3<br>四半期 | 第 4<br>四半期 | 計 |
|-----------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|---|
|           |     |            |            |            |            |            |   |
|           |     |            |            |            |            |            |   |
|           |     |            |            |            |            |            |   |
|           |     |            |            |            |            |            |   |

注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。

2 単位は記載内容に応じて変更して差し支えない。

#### 4 事業内容（申請時前年度実績）

システム販売に係る実績だけでなく、申請時前年度における自社の全実績を対象として記載。

##### （１）素材生産実績

単価：m<sup>3</sup>

|     | 国 有 林                   |                           |            |   | 民 有 林                       |                           |            |   | 合 計 |
|-----|-------------------------|---------------------------|------------|---|-----------------------------|---------------------------|------------|---|-----|
|     | 国 有 林<br>か ら 直<br>接 請 負 | 製 材 業 者<br>等 か ら の<br>請 負 | 立 木 購<br>入 | 計 | 森 林 所 有<br>者 か ら 直<br>接 請 負 | 製 材 業 者<br>等 か ら の<br>請 負 | 立 木 購<br>入 | 計 |     |
| 主 伐 |                         |                           |            |   |                             |                           |            |   |     |
| 間 伐 |                         |                           |            |   |                             |                           |            |   |     |
| 計   |                         |                           |            |   |                             |                           |            |   |     |

注） 1 共同事業体を結成した場合、及び素材生産を実施するものが企業合同又は協同組合に改組した場合は、個々の素材生産を実施するものの実績を過去の実績として認める。

2 申請する森林管理局管外における実績については（ ）外書きで記載する。

3 材積は素材材積とする。

4 民有林欄は国有林以外とし、自社山林に係る生産量は立木購入欄に記載する。

5 共同で買受けを希望する者については、素材生産を実施するものについて記載する。

##### （２）原木取扱実績

| 樹材種 | 納入先 | 数量（m <sup>3</sup> ） | 備考 |
|-----|-----|---------------------|----|
|     |     |                     |    |
|     |     |                     |    |
|     |     |                     |    |
|     |     |                     |    |

注） 1 共同で買受けを希望する者については、原木市場等に関して記載する。

2 納入先が多数ある場合は、納入数量上位5者程度について記載し、それ以外の者については「その他」としてまとめて記載する。

##### （３）製材実績

ア 原木（又は製材品）の入荷量、消費量（出荷量）、在庫量

| 区 分       | 数 量（m <sup>3</sup> ） |
|-----------|----------------------|
| 年度当初在庫量   |                      |
| 当 国 有 林 材 |                      |

|                    |        |  |
|--------------------|--------|--|
| 年度入荷量              | その他国産材 |  |
|                    | 外材     |  |
|                    | 計      |  |
| 当年度消費量<br>(当年度出荷量) |        |  |
| 年度末在庫量             |        |  |

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。  
2 原木と製材品の両方を取り扱っている場合は区分して記載する。

イ 主製材品生産量、販売量、在庫量

| 区 分      | 製材品名 ( )              | 製材品名 ( )              |
|----------|-----------------------|-----------------------|
|          | 数 量 (m <sup>3</sup> ) | 数 量 (m <sup>3</sup> ) |
| 当初在庫量    |                       |                       |
| 当年度生産量   |                       |                       |
| 当年度販売量   |                       |                       |
| 当年度企業内消費 |                       |                       |
| 年度末在庫量   |                       |                       |

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。  
2 製材品で購入したものは ( ) 外書きとする。

ウ 製材品販売の種類別内訳量、主な出荷先及び売上高

| 種 類 | 数 量 (m <sup>3</sup> ) | 主な出荷先 | 売上高 (円) |
|-----|-----------------------|-------|---------|
|     |                       |       |         |
|     |                       |       |         |
|     |                       |       |         |
| 計   |                       |       |         |

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。  
2 他の業種へ販売した場合は、主な出荷先欄に業種を記載する。

(4) 最終製品製造実績

ア 製材品の入荷量、消費量(出荷量)、在庫量

| 区 分                | 数 量 (m <sup>3</sup> ) |
|--------------------|-----------------------|
| 年度当初在庫量            |                       |
| 当年度入荷量             |                       |
| 当年度消費量<br>(当年度出荷量) |                       |
| 年度末在庫量             |                       |

- 注) 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。

イ 主製品生産量、販売量、在庫量

| 区 分 | 製材品名 ( )              | 製材品名 ( )              |
|-----|-----------------------|-----------------------|
|     | 数 量 (m <sup>3</sup> ) | 数 量 (m <sup>3</sup> ) |

|          |  |  |
|----------|--|--|
| 当初在庫量    |  |  |
| 当年度生産量   |  |  |
| 当年度販売量   |  |  |
| 当年度企業内消費 |  |  |
| 年度末在庫量   |  |  |

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。  
2 単位は記載内容に応じて変更して差し支えない。

ウ 製品の種類別販売内訳量、主な出荷先及び売上高

| 種 類 | 数 量 (m <sup>3</sup> ) | 主な出荷先 | 売上高 (円) |
|-----|-----------------------|-------|---------|
|     |                       |       |         |
|     |                       |       |         |
|     |                       |       |         |
| 計   |                       |       |         |

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。  
2 単位は記載内容に応じて変更して差し支えない。

(別紙 3)

## 国有林材の安定供給システム協定書（実施要領第 2 条第 1 号及び第 2 号）

国有林材の安定供給システムによる販売の実施に関し、〇〇〇森林管理局長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで下記により協定する。

令和     年     月     日

甲     〇〇〇森林管理局長  
乙     住所〇〇〇〇〇  
         商号又は名称  
         代表者氏名〇〇〇〇〇

注）共同で買受けを希望する者については、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうち共同買受の代表者については、商号の前に（代表者）と明記する。

### 記

第 1 条  甲乙双方は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第 2 条  甲は、この協定に基づく林産物の販売計画を別紙のとおり定めるとともに、当該林産物の安定供給に努めるものとする。

第 3 条  乙は、前条の計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、別添企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第 4 条  乙は、甲に対し、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。

第 5 条  林産物の販売は、森林管理署長、森林管理署支署長又は森林管理事務所長と乙との売買契約に基づき行うものとする。

第 6 条  乙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

第 7 条  甲は、乙が前条の規定に反していた場合にはこの協定を解除することができる。

第 8 条  甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第 9 条  （特約条件）

第 10 条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。  
(別紙)

林産物の販売計画

| 販売年度  | 令和 年度 | 令和 年度 | 令和 年度 | 令和 年度 | 令和 年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 販売数量等 |       |       |       |       |       |

注) 販売数量等は、林産物の種類別、森林管理署等別、樹材種別数量等のほか、林産物の規格（径級、長級等）や価格等に係る事項を必要に応じて記入する。

(別紙4-1)

(森林管理局長と素材生産業者等(主伐後の造林を行うことができる者に限る。))が協定を締結するもの)

#### 国有林材の安定供給システム協定書(実施要領第2条第3号)

国有林材の安定供給システムによる販売の実施に関し、〇〇〇森林管理局長(以下「甲」という。))と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。))とは、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで下記により協定する。

令和      年      月      日

甲      〇〇〇森林管理局長  
乙      住所〇〇〇〇〇  
         商号又は名称  
         代表者氏名〇〇〇〇〇

注1) 共同で買受けを希望する者については、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうち共同買受の代表者については、商号の前に(代表者)と明記する。

注2) 協定期間は最大で5年となる地域管理経営計画の計画期間に加え、主伐後の造林契約締結期間を踏まえ原則として8年以内で定める。

#### 記

第1条 甲乙双方は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第2条 本協定は、別紙5の箇所における立木の販売及び主伐後の造林の実施について適用する。

第3条 乙は、協定締結後速やかに販売予定箇所ごとの販売契約締結予定年度及び造林請負契約締結予定時期等を定めた立木販売及び造林実行計画(以下「実行計画」という。))の案について、別紙6の様式により甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により提出された実行計画の案について確認を行い、問題がないと認められるときはこれを承認し、実行計画を付してその旨を乙に通知する。

3 甲は、前項の承認を行わない場合は、当該承認を行わない旨及びその理由について乙に通知する。

4 乙は、前項の通知があった場合は、内容を修正し甲に実行計画の案を再提出し承認を求めることができる。

5 甲は、第2項に定める実行計画の承認を行った場合は、森林管理署長、森林管理支署長又は森林管理事務所長(以下「森林管理署等の長」という。))に実行計画を付して承認した旨を通知するものとする。

6 乙は、販売契約年度及び造林契約時期の変更等実行計画の変更を希望する場合は、前年度〇月までに甲に変更を希望する実行計画の案を提出し承認を求めること。

7 実行計画を変更する場合の手続は、第1項から第6項までに定めるところによる。

第4条 甲は、実行計画に基づき、当該林産物の安定供給に努めるものとする。

第5条 乙は、実行計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、別添企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第6条 乙は、甲に対し、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。

第7条 林産物の販売は、森林管理署等の長と乙との売買契約に基づき行うものとする。

第8条 乙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

第9条 乙は、やむを得ない事由がある場合及び次条の規定により分収造林契約を国と締結する場合を除き、第5条の売買契約箇所の伐採跡地における地拵え及び植栽の委託に係る造林事業請負契約を、森林管理署等の長と締結するものとする。

2 前項の造林事業請負契約は別紙7の条件に従い締結する。

第10条 甲及び乙は、乙が希望したときは別紙7に定めるところにより第5条の売買契約箇所の伐採跡地に係る分収造林契約を締結することができる。この場合において、当該分収造林契約が締結された箇所については、前条第2項の造林事業請負契約を締結しない。

第11条 甲は、乙が前2条の規定に反していた場合にはこの協定を解除することができる。

第12条 甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第13条 (特約条件)

第14条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

(別紙 4-2)

(森林管理局長と素材生産業者等及び造林事業者等が協定を締結するもの)

### 国有林材の安定供給システム協定書 (実施要領第 2 条第 3 号)

国有林材の安定供給システムによる販売の実施に関し、〇〇〇森林管理局長 (以下「甲」という。)、〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。)、〇〇〇〇〇 (以下「丙」という。) は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで下記により協定する。

令和      年      月      日

甲      〇〇〇森林管理局長  
乙 (素材生産業者等)  
    住所〇〇〇〇〇  
    商号又は名称  
    代表者氏名〇〇〇〇〇  
丙 (造林事業者等)  
    住所〇〇〇〇〇  
    商号又は名称  
    代表者氏名〇〇〇〇〇

注 1) 共同で買受けを希望する者については、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうち共同買受の代表者については、商号の前に (代表者) と明記する。

注 2) 協定期間は最大で 5 年となる地域管理経営計画の計画期間に加え、主伐後の造林契約締結期間を踏まえ原則として 8 年以内で定める。

### 記

第 1 条  甲乙丙は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第 2 条  本協定は、別紙 5 の箇所における立木の販売及び主伐後の造林の実施について適用する。

第 3 条  乙及び丙は共同して、協定締結後速やかに販売予定箇所ごとの販売契約締結予定年度、及び造林請負契約締結予定時期等を定めた立木販売及び造林実行計画 (以下「実行計画」という。) の案について、別紙 6 の様式により甲に提出するものとする。

2    甲は、前項の規定により提出された実行計画の案について確認を行い、問題がないと認められるときはこれを承認し、実行計画を付してその旨を乙及び丙に通知する。

3    甲は、前項の承認を行わない場合は、当該承認を行わない旨及びその理由について乙及び丙に通知する。

4    乙及び丙は、前項の通知があった場合は、内容を修正し甲に実行計画の案を再提出し承認を求めることができる。

5    甲は、第 2 項に定める実行計画の承認を行った場合は、森林管理署長、森林管理支署長又は森林管理事務所長 (以下「森林管理署等の長」という。) に実行計画を付して承認した旨を通知するものとする。

6    乙及び丙は、販売契約年度及び造林契約時期の変更等実行計画の変更を希望する場合は、前

年度〇月までに甲に変更を希望する実行計画の案を提出し承認を求めること。

7 実行計画を変更する場合の手続は、第1項から第6項までに定めるところによる。

第4条 甲は、実行計画に基づき、当該林産物の安定供給に努めるものとする。

第5条 乙は、実行計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、別添企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第6条 乙は、甲に対し、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。

第7条 林産物の販売は、森林管理署等の長と乙との売買契約に基づき行うものとする。

第8条 乙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

第9条 丙は、やむを得ない事由がある場合及び、次条の規定により分収造林契約を国と締結する場合を除き、第5条の売買契約箇所の伐採跡地における地拵え及び植栽の委託に係る造林事業請負契約を、森林管理署等の長と締結するものとする。

2 前項の造林事業請負契約は別紙7の条件に従い締結する。

第10条 甲及び乙又は丙は、乙又は丙が希望したときは別紙7に定めるところにより第5条の売買契約箇所の伐採跡地に係る分収造林契約を締結することができる。この場合において、当該分収造林契約が締結された箇所については、前条第2項の造林事業請負契約を締結しない。

第11条 甲は、乙又は丙が前2条の規定に反していた場合にはこの協定を解除することができる。

第12条 甲乙丙は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第13条 (特約条件)

第14条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(別紙 5)

立木販売及び造林予定箇所

| 森林計画区 | 森林管理署 | 国有林名 | 林班小班 | 伐採種 | 樹種 | 林齢 | 伐採面積 ha | 販売予定量 m3 | 造林面積 ha | 備考 |
|-------|-------|------|------|-----|----|----|---------|----------|---------|----|
|       |       |      |      |     |    |    |         |          |         |    |
|       |       |      |      |     |    |    |         |          |         |    |
|       |       |      |      |     |    |    |         |          |         |    |

(注 1) 販売予定量については森林調査簿を元に参考として記載しているものであり、実際の材積を表すものではない旨を注記すること。

(注 2) 収穫調査済みのものについては備考欄に「収穫調査済み」と記載すること。

(別紙 6)

立木販売及び造林実行計画

(最終承認年月日： 年 月 日)

| 森林計画区 | 森林管理署 | 国有林名 | 林班小班 | 伐採種 | 樹種 | 林齢 | 伐採面積 ha | 販売予定量 m3 | 造林面積 ha | 販売契約締結予定年度 | 着手予定時期 | 造林契約締結予定時期 | 造林契約完了予定時期 | 備考 |
|-------|-------|------|------|-----|----|----|---------|----------|---------|------------|--------|------------|------------|----|
|       |       |      |      |     |    |    |         |          |         |            |        |            |            |    |
|       |       |      |      |     |    |    |         |          |         |            |        |            |            |    |
|       |       |      |      |     |    |    |         |          |         |            |        |            |            |    |

(注 1) 令和〇年度協定〇〇国有林に係る立木販売及び造林実行計画とするなど管理しやすい実行計画名とすること。

(注 2) 最終承認年月日は、森林管理局長が承認時に記入する。

(注 3) 森林計画区、森林管理署から造林面積までについては森林管理局が記載して協定者に計画案の提出を依頼すること。また、販売予定量については森林調査簿を元に参考として記載しているものであり、実際の材積を表すものではない旨を注記すること。

(注 4) 収穫調査済みのものについては備考欄に「収穫調査済み」と記載すること。

(注 5) 事業着手時期、造林契約締結及び完了予定時期については年月を記載すること。ただし、翌年度以降のものについては年度を記載することとして差支えない。

(注 6) 分収造林契約を予定している販売予定箇所については、備考欄に「分収造林希望」と記載すること。

(注 7) 必要に応じ、林産物の種類別、森林管理署等別、樹材種別数量等のほか、林産物の規格(径級、長級等)や価格等に係る事項を加えること。

主伐後の造林事業請負契約及び分収造林契約に関する条件及び手続について

1 造林事業請負契約に関する条件について

(1) 総則

ア 造林事業請負契約は、造林事業請負契約書、造林事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書及び設計図書からなるものとし、造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書は当該契約の締結時点において有効なものを適用する。

イ 森林管理局長は、別紙 4-1 又は別紙 4-2 国有林材の安定供給システム協定書第 9 条に規定する造林事業請負契約について協定者と契約を締結できないときは、当該造林作業について、一般競争入札に付す。この場合において、協定者（協定締結以後は乙又は丙をいう。）は当該入札に参加してはならない。

(2) 契約内容

ア 契約単位及び契約期間については、協定者の弾力的な立木の伐採及び国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から、契約単位は原則として販売箇所ごと、契約期間は単年度内を基本とする。ただし、同時期に作業を行うことが可能な複数の販売箇所については、同一単位として契約する。契約の分割は、エのとおり、年度内に植栽の完了見込みが立たず、その植栽作業の契約を翌年度に行う場合に限定する。

イ 造林事業請負契約の予定価格は、造林が当該立木の伐採と一体的に行われることを踏まえ、一貫作業システムによる機械地拵え等を前提として積算する。予定価格積算の根拠となる作業条件は、原則として別添の標準的な作業条件による。

ウ 植栽に必要な苗木及び防護柵等の獣害対策資材については、造林事業請負契約の仕様書等に基づき協定者が調達する。

エ 植栽については、春、秋等の植栽の適期に行うものとして、立木を伐採する年度に地拵え（枝条整理を含む。以下同じ。）の契約を締結し、翌年度に植栽の契約を締結することも可能とする。なお、立木を伐採する年度に地拵え作業が完了する見込みが立たない場合は、翌年度に造林事業請負契約を締結することも可能とするが、その場合もイの一貫作業システムを前提とした積算とする。

オ やむを得ない事由がある場合を除き、森林管理署等の長及び協定者は、搬出済届が提出された年度の翌年度中までに植栽が完了するように造林事業請負契約を締結する。

2 造林事業請負契約締結までの手続について

(1) 協定者は、森林管理局長に提出する実行計画案において、造林契約締結希望時期及び造林契約完了予定時期を記載する。

(2) 森林管理署等の長は、(1)の実行計画案における造林契約予定時期を踏まえ、造林に係る予算を計上するよう調整を行う。

(3) (2)の実行計画案に基づき、森林管理署等の長及び協定者は、伐採する年度の 8 月末までに、販売箇所ごとに、当該年度に造林事業請負契約を締結できるか否か及び締結予定日の他以下の事項についての最終の確認及び調整を行う。

ア 当該年度の造林事業請負契約の締結の意向確認

イ アで造林事業請負契約の締結を行うとした場合の植栽の時期

ウ アで造林事業請負契約の締結を行うとした場合の造林事業請負契約の締結予定日

(4) 森林管理署等の長及び協定者は、(3)の最終の確認及び調整に基づき、当該年度に造林事業請負契約を締結することとした販売箇所については、災害等やむを得ない事由がない限り、(5)に基づき当該年度に造林事業請負契約を締結する。

当該年度に造林事業請負契約を締結しないこととした販売箇所については、森林管理署

等の長及び協定者は、翌年度以降の造林事業請負契約の締結の時期について、確認及び調整を行う。

- (5) 当該年度に造林事業請負契約を締結することとした販売箇所について、森林管理署と協定者の双方が、造林事業請負契約を締結する面積等について確認の上、森林管理署等の長が造林事業請負予定価格積算要領の制定について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 242 号林野庁長官通知）等により予定価格を作成し、森林管理署等の長は協定者から見積書を徴取して、協定者から提出された見積金額が予定価格以下となった場合には、造林事業請負契約を締結する。見積金額が予定価格を超えた場合、協定者は見積金額を見直し、森林管理署等の長は協定者から当該見直しされた見積書を再度、徴取する。協定者が見直した見積金額が予定価格以下とならない場合、森林管理署等の長と協定者は、見積金額の見直しと見積書の徴取を 3 回まで繰り返し行うこととする。ただし、3 回目の見直し以降においても、協定者から提出された見積金額が予定価格を超えた場合には、森林管理署等の長は再度協定者から見積書を徴取することができる。

この造林事業請負契約の締結は、協定者が伐採に着手した日から搬出済届が提出されるまでの間に行う。

- (6) 森林管理署等の長は、協定者から見積書を徴取するに当たっては、設計図書（事業内容や作業条件等の関係書類）をはじめ、造林事業請負契約の履行に必要な資料を協定者に提示する。
- (7) (5)に定める造林事業請負契約の締結は、森林管理署等の長と協定者が行うものとし、(5)に定める見積書の徴取、(6)に定める資料の提示についても、森林管理署等の長が行う。

### 3 分収造林契約に関する条件及び締結までの手続について

- (1) 森林管理署等の長及び協定者は、協定者が希望したときは、本条の定めるところにより、販売箇所に係る分収造林契約を締結することができる。この場合において、当該分収造林契約が締結された箇所については、（別紙 4-1）又は（別紙 4-2）の国有林材の安定供給システム協定書第 9 条第 2 項の造林事業請負契約を締結しない。
- (2) 協定者は、前項の分収造林契約の締結を希望するときは、当該分収造林契約の対象となる販売箇所に係る実行計画案の提出時にその旨を記載し、森林管理局長に提出する。
- (3) 森林管理局長は、実行計画案において、前項の分収造林契約の希望が示されたときは、その内容が、分収造林に係る関係法令、国有林野管理規程及び分収造林に係る関係通知に適合するものであり、かつ国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすものでないことを森林管理署等の長に確認した上で、売買契約に先立ち、当該分収造林契約の締結の可否を協定者に通知する。
- (4) 前項の協定者に対する通知において分収造林契約の締結が不可とされたときは、協定者は（別紙 4-1）又は（別紙 4-2）の国有林材の安定供給システム協定書第 9 条第 2 項に定めるところにより造林事業請負契約を締結する。
- (5) 第 3 項の協定者に対する通知において分収造林契約の締結が可とされたときは、森林管理署等の長に対し、協定者との分収造林契約が滞りなく締結されるよう協力するよう指示する。

(別添)

## 造林事業請負契約における標準的な作業条件

(注) 以下は例であり、森林管理局における造林事業請負契約の予定価格積算要領に基づく作業条件の区分、表記方法等に即し、森林管理局における一貫作業システムの標準的な作業条件、森林計画区における標準的な林分状況等を勘案して定めること。

### 1 地拵え

#### (1) 総則

##### ア 担当森林事務所

〇〇森林事務所又は〇〇森林事務所

(備考) 造林事業請負契約を締結する箇所により担当する森林事務所は異なる。

##### イ 伐区又は林班小班

立木販売及び造林実行計画における伐区又は林班小班とする。

##### ウ 面積

立木販売及び造林実行計画における伐区又は林班小班とする。

##### エ 除地

原則として、岩石地、溪流敷及び森林作業道敷については、作業の対象面積から除外する。

(注) 当該地域の一般的な造林事業請負契約における適用に合わせて記載すること。

##### オ 作業予定面積

ウの面積からエの除地を除いた面積とする。

##### カ 作業期間

原則として、〇月から〇月までとする。

(注) 当該地域の実態に基づき、積雪等により作業が不可能な期間については除外して記載すること。

#### (2) 作業条件

##### ア 作業仕様

原則として全刈筋置とする。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

##### イ 作業手段

原則として機械地拵とする。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

##### ウ 通勤往復時間

人員輸送車による通勤終点から作業区域の中心点までの往復に要する時間とする。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

##### エ 人員輸送車往復距離

〇〇から作業区域最寄りの人員輸送車により到達可能な地点までの往復距離とする。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

##### オ その他

(注) その他示すべき作業条件について記載すること。

(3) 林分条件

ア 刈払作業の難易度

(作業区域の状況に応じた区分による)

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準のものとすること。

イ 枝条片付け量

(標準のものを記載)

(備考) ただし、枝条の全量バイオマス利用などの提案があった場合は、これによるものとする。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準のものとすること。

ウ 傾斜、根曲竹、転石

作業区域の状況に応じた区分による。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

エ その他

(注) その他示すべき作業条件について記載すること。

2 植栽

(1) 総則

1 (1) と同様とする。

(2) 作業条件

ア 植付方法

原則としてコンテナ苗植とする。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

イ 樹種等

保安林の指定がある作業区域については指定施業要件によるものとする。

(注1) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

(注2) 森林計画区が所在する地域の状況や苗木の需給状況に応じて、花粉症対策に資する苗木を植栽する旨を追記すること。

ウ 本数

保安林の指定がある作業区域については指定施業要件によるものとする。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

エ 通勤往復時間

1 (2) ウと同様とする。

オ 人員輸送車往復距離

1 (2) エと同様とする。

カ その他

(注) その他示すべき作業条件について記載すること。

(3) 林分条件

ア 堅密度

作業区域の状況に応じた区分による。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

イ 枝条量

極小

（注）原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

ウ 傾斜、植穴中の石礫数

作業区域の状況に応じた区分による。

（注）原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

エ その他

（注）その他示すべき作業条件について記載すること。